

個人情報保護委員会「最終的な調整結果」

各府省からの第1次回答											
提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		
区分	分野								その他 (特記事項)	団体名	支障事例
B. 地方に対する規制緩和	その他	個人番号記載の住民票の取扱い	住民基本台帳事務処理要領第2-4-(1)-(カ)において代理人による個人番号記載の住民票の交付は法定代理人に任せることで手続性の利便性が上がる。	代理人が取得する事例として、被後見人の場合や請求者本人の身動きが取れない等の理由が多くみられる。請求者本人が窓口に来ることで手續性の利便性が上がることがある。法定代理人が直接受け取ることで請求者本人が受け取れない状況にあつても個人情報の漏洩のリスクを減らすことができる。	番号法第15条及び第19条 住民基本台帳事務処理要領第2-4-(1)-(カ)	内閣府、個人情報保護委員会、総務省	豊田市	-	宮城県、山形市、白河市、ひたちなか市、高崎市、桶川市、柏市、袖ヶ浦市、江戸川区、清瀬市、川崎市、平塚市、三条市、福井市、多治見市、浜松市、春日井市、枚方市、八尾市、富田林市、東大阪市、伊丹市、庄原市、府中町、徳島市、宇和島市、筑後市、芦屋町、大村市、宮崎市	○当市においても、成年後見人が成年被後見人の個人番号の記載のある住民票の申し立てを申請した場合の対応に苦慮していることから、成年後見人の確定申告を成年後見人が代理で行う場合等に「個人番号の記載のある住民票の申し立て」の交付を求めるケースであり、事務処理要領に従って直接交付を行っている。その際に、要領の遵守であるとする記述から、市町村の柔軟な対応を求める成年後見人の声がある。	【内閣府】 まずは住民基本台帳制度を所管する総務省において検討いただくものと考えている。 【個人情報保護委員会、総務省】 個人番号については、番号利用法第15条及び第19条において、特定個人情報の提供の求め制限や提供の制限等の規定が設けられていること等から、個人番号が記載された書類の提供についても、必要最小限の範囲で実施することが重要である。

管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点項目)	各府省からの第2次回答	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
	見解	補足資料	見解	補足資料				
20	<p>書類利用法第16条及び第17条の規定について重視しているところである。通知カード及び個人番号カードの交付等に関する事務処理要領2-(イ)-(イ)においては、選民登録された通知カードの受け取りにおいて、条件を満たせば代理人も受け取ることが可能となっている。</p> <p>個人番号記載の住民票と通知カードはどちらも個人番号、住所、氏名、生年月日が記載されているが、取り扱いに差異がある。個人番号記載の住民票は、個人番号記載の通知カードの受け取りに際しても同様ではないだろうか。</p> <p>個人番号記載の住民票が、通知カード及び個人番号カードの代替措置として位置づけられているのであれば、同様の取り扱いすべきである。できないのであればその理由を明確に説明してほしい。</p> <p>法定代理人と任意代理人で取り扱う分けることが困難ということがあれば、必要最小限の範囲ということも考慮し、民法860条の2、同条の3で規定されている後見人に対して直接交付することを検討していただきたい。</p> <p>法定代理人の有無の確認が困難との懸念が想定されるが、対象を生年後見人に限すれば、代理人に関する疑惑は生じ得ない。</p>	-	<p>【伊丹市】</p> <p>平成30年1月より法定代理人と任意代理人の区別に関しては審査を行っており、困難とは考えられない。</p> <p>高齢者も増加するので、最低限(生年後見人)には直接交付すべきである</p> <p>【東大阪市】</p> <p>法定代理人の場合は直接交付し、任意代理人の場合には郵便等により本人に送付するよう取扱をすべきである。</p> <p>法定代理人は、個人番号利便事務の手続きや住民票等の交付申請を含む。法律行為について、本人の意思に基づく代理権ではなく、法律に基づく代理権によって行なうことができる。よって、法定代理人からの届出や番号を記載した住民票の提出の際は、法定代理人の意思によるものと見做すのである。法定代理人の届出や番号を記載した住民票の提出については、法定代理人と任意代理人で取り扱う分けることが困難ということがあれば、必要最小限の範囲ということも考慮し、民法860条の2、同条の3で規定されている後見人に対して直接交付することを検討していただきたい。</p> <p>法定代理人の有無の確認が困難との懸念が想定されるが、対象を生年後見人に限れば、代理人に関する疑惑は生じ得ない。</p> <p>その一方で、ご回答にある通り、任意代理人の場合には成り立たない個人番号記載のりんごが想定されるため、これまで本人に郵便等により送付する取扱は今まで問題ないと考える。</p> <p>また、法定代理人と任意代理人で取り扱うる市町村における代理権の審査が複雑となること、この辺りは、個人番号記載のりんごとそろばんの届出の方法で、法定代理人と任意代理人に住民票の写しの交付を行なう際は、法定代理人であるのかを判断した上で、それそれの場合に行なった方法で代理権の確認を行っている。したがって、法定代理人の場合はどちらかの場合は直接交付することが市町村における代理権の審査を煩雜にすることはないと考える。</p> <p>【平塚市】</p> <p>本提議は、特に成年後見人について、成年後見人に個人番号記載の住民票を直接交付できる制度の改正を求めるものです。</p> <p>今後、法定代理人と任意代理人の場合は、個人番号記載された書類の提供については、必要最小限の範囲で取り扱うことが重要であるとする旨を述べてあります。成年後見人への直接交付ではなく、本人(成年後見人)に郵便等で送付することとしています。</p> <p>しかし、法定代理人の場合は必ずしも郵便等での送付では、本人による紛失等の危険性が高まるとの考え方がある。そのため、法定代理人の場合は必ずしも直接交付となり得るリスクが高まるとの考え方がある。</p> <p>また、法定代理人の場合は直接交付し、任意代理人の場合には郵便等により送付するよう取扱い分けすることは、市町村における代理権の審査が複雑になり、困難であるとの回答を得たことは、本人による紛失等の危険性があるなど、回答の主旨に反する結果となり得るリスクがあるなどとされています。</p> <p>【筑後市】</p> <p>法定代理人や任意代理人に陸送するかの審査は、マイナンバー入りの住民票交付に係らず行っており業務で代理権の認定は可能かと思われます。</p> <p>【江戸川区】</p> <p>法定代理人の場合は直接交付し、任意代理人の場合は郵便等により送付するよう取扱い分けをとる。市町村における代理権の審査が複雑になり、困難であるとの見解について、市町村窓口においては、通常の住所異動届出及び各種証明書発行申請において、法定代理人及び法定代理人からの申請を受け付けており、代理権の審査についても日常的に実施している。このため、「代理権の審査が煩雑になり、困難であるとの理由は適当でない」と評議されましたが、法定代理人の場合は直接交付するが、法定代理人の場合は郵便等による本人確認を求めるなど、現状では確認を行っているため、窓口交付にはなることと頗難にならないのではないか。</p> <p>【柏原市】</p> <p>法定代理人と任意代理人では住民票の写し請求時の疎明資料が異なるため、取り扱いを分けることは可能と考える。</p>	-	<p>【全国市長会】</p> <p>提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p> <p>【内閣府】</p> <p>個人番号記載の住民票の取扱い】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 内閣府(番号制度担当室)において、マイナンバー入り住民票が通知カードに代替するものとして使用されている件数等の運用実態を調査している。 ○ 総務省において、マイナンバー入り住民票の使用実態を踏まえつつ、マイナンバー入り住民票が通知カードに代替するまでにかけて、段階的に使い始めることなどを、地方公共団体が実現に向けた取り組みを行なっている。 <p>【在民基本法導入事務の住民票の写し】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 法務省において、死亡者のマイナンバー入り税務上の名寄せが必要となる理由を確認した上で、法務省の個人番号記載の住民票の提出の届出の際に、法定代理人の届出の際にも個人番号記載の住民票の提出を認めた上で、在民基本法導入法第12条第5項の特別の請求を行なった場合におけるマイナンバーが記載された住民票の検査の実施に係る取扱いを周知する。地方公共団体職員の方針が円滑になるようにしていただきたい。 ○ 法務省において、死亡者のマイナンバーを使用することについて、行政手続規則に定められた年度度別担当室においては、死亡者のマイナンバーを使用することについて、行政手続規則に定めた年度度別担当室におけるための番号の利用等に関する法律の趣旨に合致しているのか整理していただきたい。 ○ 内閣府(番号制度担当室)及び金融機関において、保険会社が保険金を支払う際にマイナンバーの記入を求めているが、相続人が死後、者用マイナンバーを通知できずマイナンバーが記入できない場合における対応について、周知していただきたい。 <p>【マイナンバー制度における住民票情報の取得方法の適正化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 内閣府(番号制度担当室)において、同一住所地に複数の世帯がある場合、住民基本台帳ネットワークシステムと情報提供ネットワークシステムの仕組みから生じる、同一住所地の申請者が複数の申請者登録情報を提出する際の問題について、同一住所地の申請者登録情報を提出する際の問題として表示されないように措置すべきではない。 ○ 総務省において、住民基本台帳ネットワークシステムと情報提供ネットワークの連携において世帯情報を収集する際、同一住所地の全ての世帯情報をアクセスせども、直接個別の世帯情報を収集する際の問題として表示されないように措置すべきではない。 ○ 内閣府(番号制度担当室)及び総務省において、同一住所地の申請者が以外の世帯に係る世帯情報を情報連携がマイボーラル上の情報連携の履歴上で表示されないようにするために、マイボーラルの改修の費用対効果と住民基本台帳ネットワークシステムの改善の費用対効果とを比較するなど検討を行い、最適なシステムに改善すべきではない。 	-	<p>マイナンバー入り住民票の取扱いについては、特定個人情報の提供の求めの制限や提供の制限等の規定が設けられていることを考慮した上で、代理人に直接交付することについても検討したい。</p> <p>なお、マイナンバー入り住民票の使用件数を調査することは、官民で幅広くマイナンバーを提供するケースがあることから、困難である。</p>	-

個人情報保護委員会「最終的な調整結果」

管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）	各府省からの第2次回答	平成30年3月の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容			
	見解	補足資料	見解	補足資料						
31	ガイドラインに示された手法では、例えばシェアハウスに居住する者が難病の特定医療費の認定申請を行った場合、世帯情報を確認するため、基幹ネットでの同一住所検索により同一住所者との個人番号を抽出し、②全ての同一住所者の個人番号を使って情報提供NWSへ住民票関係情報を照会し、③回答結果の世帯コードを合して同一世帯を特定、することとなる。 そのため、情報提供等記録を削除できない以上、マイナーポータルでのやりとり履歴の確認や情報提供等記録の開示請求により、申請者本人だけでなく、同じシェアハウスに居住する他者も、自分が申請していない難病の特定医療費の認定申請の手続で自身の情報を照会されることとなる。 その情報から、同じシェアハウス内の誰が難病の特定医療費の認定申請をしたかを推測することは可能であり、こういった機微な情報まで推測しうることは、申請者本人に多大な不利益を及ぼす可能性がある。 仮に、ガイドラインに示された手法が、マイナーポータル制度に係る現行法令の個々の規定で見れば問題ないのだとしても、以上のとおり個人情報保護上の問題があると考えられ、有識者からも同様の指摘があつたところである。 また、他団体から示された支撑事例にもあるとおり、ガイドラインに示された手法は上記①から③のような、他の情報も照会する場合には必要のない作業まで行われるものであり、業務の効率化を阻害するものである。 そのため、申請者本人に不利益を及ぼさず、かつマイナーポータル制度の本旨である行政事務の効率化に資する新たな情報の取得方法を検討していただきたい。	-	【鳥取県】 同一世帯でないものに係る本人確認情報又はマイナーポータルの提供及び情報提供ネットワークシステムによる情報照会については、事務処理に必要な範囲で許容されるとの国の見解であるので、そのように取り扱うこととする。 なお、従来の紙による住民票の記載情報を得るために、基幹ネット及び情報提供ネットワークによる情報照会の両方の処理が必要となることは、事務処理を行う上で非常に煩雑であり、事務の効率化にもなっていきことから、早急に地方公共団体等に内容を確認し、住民票情報を得られることとなる。 その情報から、同じシェアハウス内の誰が難病の特定医療費の認定申請をしたかを推測することは可能であり、こういった機微な情報まで推測しうることは、申請者本人に多大な不利益を及ぼす可能性がある。 仮に、ガイドラインに示された手法が、マイナーポータル制度に係る現行法令の個々の規定で見れば問題ないのだとしても、以上のとおり個人情報保護上の問題があると考えられ、有識者からも同様の指摘があつたところである。 また、他団体から示された支撑事例にもあるとおり、ガイドラインに示された手法は上記①から③のような、他の情報も照会する場合には必要のない作業まで行われるものであり、業務の効率化を阻害するものである。 そのため、申請者本人に不利益を及ぼさず、かつマイナーポータル制度の本旨である行政事務の効率化に資する新たな情報の取得方法を検討していただきたい。	-	【全国知事会】 マイナーポータル制度には、プライバシー保護の観点から懸念が示されていることから、情報漏洩や不正利用に対する国民の不安を払拭できるよう、引き続き、制度の安全性や信頼性を、国民に十分に説明する等により、信頼される社会基盤として制度を維持、確立すること。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	【個人番号記載の住民票の取扱い】 ○ 内閣府「番号制度担当室」において、マイナーポータルで住民票が通知カードに代替するものとして使用されている件数等の運用実態を整理していただきたい。 ○ 総務省において、マイナーポータルで住民票の使用実態を踏まえつつ、マイナーポータルで住民票が通知カードに代替するものであり、極めて限定的にしか用いられないことを、地方公共団体が住民に周知する等の交付に係る請求者の規定の明確化。 ○ 財務省において、住民基本台帳カードが税務上の名寄せで必要となる理由を確認した上で、法定調書における死亡者のマイナーポータルの記入を廃止していただきたい。 ○ 総務省において、単身世帯であった死亡者の法定代理人が、住民基本台帳法第12条第5項の特別の請求を行った場合におけるマイナーポータルが記載された住民票の除票の写しに係る取扱いを周知し、地方公共団体職員の対応が円滑になるよう措置していただきたい。 ○ 内閣府「番号制度担当室」において、同一住所地における居住者の世帯情報を確認した事実がある以上、これを表示せしない場合は、該住所地における居住者の世帯情報を確認することは制度の根幹に関わるため困難である。 ○ 同様の手続きにおいて、世帯構成に関するどのような情報を確認するため同一住所地検索を行う必要があるのか確認中であり、現時点でシステムの改善や費用対効果の検討などの対応を行うことが困難である。	マイナーポータルにおける情報連携の記録の確認は、マイナーポータル制度の創設に当たり、行政機関等によるマイナーポータルの恣意的な利用を防止する観点から設けられているものであり、行政機関等が同一住所地における居住者の世帯情報を確認した事実がある以上、これを表示せしない場合は、該住所地における居住者の世帯情報を確認することは制度の根幹に関わるため困難である。 どのような手続きにおいて、世帯構成に関するどのような情報を確認するため同一住所地検索を行う必要があるのか確認中であり、現時点でシステムの改善や費用対効果の検討などの対応を行うことが困難である。	-		
156	○「経済取引の相手方の個人番号の記載が必要な場合は、生前に個人番号を取得する必要があるものであり、受取人に死亡者の個人番号を取得させるべきではない。」ついて、保険会社関係団体へ要請を引き継ぎ行ってくださいますようお願いいたします。併せて、死亡者である保険契約者のマイナーポータル登録者が確認したいする時に住民票の除票の写しの請求が行われるたまいます。 ○如えて、市町村及び住民に対する当該要請に係る制度内容やマイナーポータルで住民票の交付における留意事項の周知について御検討くださいますようお願いいたします。	-	【大阪市】 保険会社関係団体に限らず死亡者の個人番号が必要な届出の提出先に対して、死亡者の個人番号が把握できない場合には記載不要等にするなど広く周知を行っていただきたい。 【宮崎市】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。現状として、保険会社関係団体への要請は十分でないと思われる所以、各省庁から引き継ぎの要請をお願いしたい。 ○如えて、市町村及び住民に対する当該要請に係る制度内容やマイナーポータルで住民票の交付における留意事項の周知について御検討くださいますようお願いいたします。	-	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	【個人番号記載の住民票の取扱い】 ○ 内閣府「番号制度担当室」において、マイナーポータルで住民票が通知カードに代替するものとして使用されている件数等の運用実態を整理していただきたい。 ○ 総務省において、マイナーポータルで住民票の使用実態を踏まえつつ、マイナーポータルで住民票が通知カードに代替するものであり、極めて限定的にしか用いられないことを、地方公共団体が住民に周知する等の交付に係る請求者の規定の明確化。 ○ 財務省において、死亡者のマイナーポータルが税務上の名寄せで必要となる理由を確認した上で、法定調書における死亡者のマイナーポータルの記入を廃止していただきたい。 ○ 保険契約において、保険契約者のマイナーポータルは、本来、生前に入手しておくべきものであると考えている。 ○ 保険契約者のマイナーポータルの取得が保険契約者の死亡後に行われる際に問題が発生し、本件のような要望が出ていると思われることから、今後とも、関係省庁と連携して保険会社関係団体と協議の上、適切な対応を要請していただきたい。 ○ 内閣府「番号制度担当室」及び金融庁において、同一住所地の申請者以外の世帯について、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に係る法律の趣旨に合致しているのか整理していただきたい。 ○ 内閣府「番号制度担当室」及び金融庁において、同一住所地に複数の世帯がある場合、住民基本台帳ネットワークシステムと情報提供ネットワークシステムの仕組みから生じる、同一住所地の申請者が住民に周知する等の交付に係る請求者の規定の明確化。 ○ 総務省において、住民基本台帳ネットワークと情報提供ネットワークの連携において世帯情報を収集することができるよう措置すべきではないか。 ○ 内閣府「番号制度担当室」及び総務省において、同一住所地の申請者以外の世帯に係る世帯情報の情報連携がマイナーポータルの情報連携の履歴として表示されないようにするために、マイナーポータルの改善の費用対効果と住民基本台帳ネットワークシステムの改善の費用対効果を比較するなど検討を行い、最適なシステムに改善すべきではないか。	○ 法令上、生命保険契約等の一時金の支払調書を提出すべき者は保険会社であることから、当該保険会社が個人番号関係事務実施者として、保険金受取人及び保険契約者について、それぞれ本人に対しマイナーポータルの提供を求めた上で、当該マイナーポータルを支払調書に記載していただきたい。 ○ 死亡者については、その代理権を有する者は存在せず、住民基本台帳法第2条第5項に規定する特別の請求を行うことができる者は、死亡者と同一の世帯であった者に限られる。 ○ 保険契約において、保険契約者のマイナーポータルは、本来、生前に入手しておくべきものであると考えている。 ○ 保険契約者のマイナーポータルの取得が保険契約者の死亡後に行われる際に問題が発生し、本件のような要望が出ていると思われることから、今後とも、関係省庁と連携して保険会社関係団体と協議の上、適切な対応を要請していただきたい。 ○ また、税法以外の申請に基づく行政手続においては、死亡者のマイナーポータルの必要性やその取り扱いについて、関係省庁と協議、検討したい。 ○ これらの対応がどちられことで、死亡者のマイナーポータルで住民票の請求についても減少し、地方公共団体の事務処理が円滑化されるものと考える。	-		

個人情報保護委員会「最終的な調整結果」

各府省からの第1次回答											
提案区分			提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野								その他 (特記事項)	団体名
B 地方に対する規制緩和	その他	独自利用事務における税情報照会の簡略化	独自利用事務の地方税関係情報を照会する場合は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく特定の個人情報の提供に関する規則」(以下「規則」という。)第2条第4項第1号に基づき、本人同意が必要である。このことについて、独自利用事務と「趣旨又は目的が同一かつ事務内容に類似性がある法定事務」(以下「準ずる法定事務」という。)が本人同意不要である場合、独自利用事務についても本人同意を不要とするよう規則の改正を行う。同様に、府内の情報を照会する場合にも、準ずる法定事務が本人同意不要である場合、独自利用事務についても本人同意を不要とする。	【支障事例】 本市の独自利用事務である、子どもの医療費助成に関する事務(以下「助成事務」という。)を例とする。 特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく特定の個人情報の提供に関する規則(以下「規則」という。)第2条第4項第1号に基づき、本人同意が必要である。このことについて、独自利用事務と「趣旨又は目的が同一かつ事務内容に類似性がある法定事務」(以下「準ずる法定事務」という。)が本人同意不要である場合、独自利用事務についても本人同意を不要とするよう規則の改正を行う。同様に、府内の情報を照会する場合にも、準ずる法定事務が本人同意不要である場合、独自利用事務についても本人同意を不要とする。	規則第2条第4項第1号において、独自利用事務の地方税関係情報の情報照会についてはすべて本人同意が必要となっている。このことについて、独自利用事務が準ずる法定事務において本人同意不要である場合は、当該独自利用事務についても本人同意を不要とするよう規則改正を行うことで市民サービスの向上及び行政事務の効率化を図る。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく特定の個人情報の提供に関する規則第2条第4項第1号	内閣府、個人情報保護委員会、総務省	八王子市	—	苦小牧市、船橋市、福井市、山県市、尼崎市、大牟田市、筑後市、熊本市	○当市でも、「子どもの医療費助成に関する事務」を独自利用事務としているが、提案記載内容と同じ支障をきたしている。 【内閣府】 まずは、独自利用事務を所管する個人情報保護委員会及び地方税関係情報を所管する総務において検討いただくものと考えている。 【個人情報保護委員会、総務省】 ○地方税法上の守秘義務について、同法第22条は、地方税に関する調査等に従事する者がその事務に関して知り得た秘密を漏らした場合に、通常の地方公務員法の守秘義務よりも重い罰則を科している。 ○地方税情報の提供を求められた場合には、以下のいずれかの場合においては、地方税情報提供を行うことが許容されている。 ①地方税関係情報を利用する事務の所管法令において、照会対象者本人に対する質問検査等が規定されており、かつ他の官公署への情報提供請求権が当該法令に規定されている場合 ②地方税関係情報を利用する事務が申請に基づくものであり、照会対象者本人の同意がある場合 ○当市では、独自利用事務に「ひとり親家庭等医療費助成事務」、それに準ずる法定事務に「児童扶養手当」があり、提案と同様の支障がある。規則の改正により、申請者のみならず、事務担当者の負担軽減も図られる。 ○当市においては、外国人生活保護事務をはじめ、14事務において特定個人情報の独自利用を実施している。 ○これを踏まえ、情報提供ネットワークシステムを用いた地方税関係情報の情報提供についても、①又は②によって秘密性が解除される場合に限って可能とされている。 ○この点、独自利用事務は、法定事務の根拠法令の趣旨的、法定事務の内容に準ずる事務であり、当該独自利用事務が①の要件に該当することが担保されていないことから、②によって人の同意を得ることとしており、その旨を行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく特定個人情報の提供に関する規則第2条第4項第1号に規定している。 ○なお、本人の同意を得る方法については、既存の申請様式に同意欄を追加する方法により意を得ても差し支えないことを、地方公共団体にお示している。

管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容	
	見解	補足資料	見解	補足資料					
191	<p>個人情報保護委員会及び総務省の回答では、独自利用事務は地方税法上の守秘義務が解除される要件である「地方税関係情報を利用する事務の所管法令において、照会対象者本人に対する質問検査権等が規定されている場合」に該当しない。そのため、もう一方の要件である「地方税関係情報を利用する事が申請に基づくものであり、照会対象者本人の同意がある場合」に地方税法上の守秘義務が解除される。規則はこのことについて制定していることである。</p> <p>しかし、マイナンバー制度の導入目的である行政事務の効率化及び市民サービスの向上の観点から、同意不要である法定事務と同時に事務手続を行っている独自利用事務(例えば、「児童手当(法定事務)」と「助成事務(独自利用事務)」)については、同意不要としなければ、手続の簡素化による負担の軽減(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第1条)にはつながらない。具体的には、児童手当で配偶者の同意が不要のため事務手続を終えられたとしても、助成事務については本人同意が必要なため事務手続を終えることができず、窓口から一度持ち帰り、配偶者本人に同意書を自署してもらってから、郵送又は再度窓口に提出することになる。また、独自利用事務は、法定事務と趣旨又は目的が同一で、かつその事務内容が法定事務と類似性のあるものに限り情報連携を行うことができる。このことを踏まえると、法定事務が同意不要である場合、法定事務と同時に事務手続を行っている独自利用事務について、規則の改正を行うことで、本人同意を不要とすることはできないか。</p> <p>また、規則改正で対応できないということであれば、番号法に規定し、制度改正で対応することはできないか。</p>	—	<p>【大牟田市】</p> <p>○本人の同意を得る方法については、既存の申請様式に同意欄を追加する方法により同意を得ても差し支えないことを地方公共団体に示しているとの回答がなされているが、例えば新規申請書に同意書欄を設けたとしても、「子ども医療」の場合は「父及び母」、「ひとり親家庭等医療」や「重度障害者医療」の場合は「申請者(受給者)及び同居家族」の自署が必要となるため、一度の来庁で手続きが完了しないことに変わりはない。また、世帯構成は家族の転入等で常に変化するものなので、新規申請時には同居していない者の同意が年次更新時に必要となる場合も多々ある。</p> <p>○この整理を踏まえ、情報提供ネットワークシステムを用いた地方税関係情報の情報提供についても、①又は②によって秘密性が解除される場合に限って可能とされている。</p> <p>○番号制度の普及のためにも、番号制度の目的である「行政運営の効率化」及び「国民の手続の簡素化による負担の軽減」を目指し、本人同意なく地方税関係情報の照会が可能になる取り組みが不要のため事務手続を終えられたとしても、助成事務については本人同意が必要なため事務手続を終えることができず、窓口から一度持ち帰り、配偶者本人に同意書を自署してもらってから、郵送又は再度窓口に提出することになる。また、独自利用事務は、法定事務と趣旨又は目的が同一で、かつその事務内容が法定事務と類似性のあるものに限り情報連携を行ふことができる。このことを踏まえると、法定事務が同意不要である場合、法定事務と同時に事務手続を行っている独自利用事務について、規則の改正を行うことで、本人同意を不要とすることはできないか。</p> <p>また、規則改正で対応できないということであれば、番号法に規定し、制度改正で対応することはできないか。</p>	—	<p>【全国市長会】</p> <p>慎重に検討されたい。</p>	—	<p>○一次回答のとおり、地方税情報の提供を求められた場合には、以下のいずれかの場合においては、地方税情報の提供を行うことが許容されている。</p> <p>① 地方税関係情報を利用する事務の所管法令において、照会対象者本人に対する質問検査権等が規定されており、かつ他の官公署への情報提供請求権が当該法令に規定されている場合</p> <p>② 地方税関係情報を利用する事務が申請に基づくものであり、照会対象者本人の同意がある場合</p> <p>○この整理を踏まえ、情報提供ネットワークシステムを用いた地方税関係情報の情報提供についても、①又は②によって秘密性が解除される場合に限って可能とされている。</p> <p>○番号制度の普及のためにも、番号制度の目的である「行政運営の効率化」及び「国民の手続の簡素化による負担の軽減」を目指し、本人同意なく地方税関係情報の照会が可能になる取り組みが不要のため事務手続を終えられたとしても、助成事務については本人同意が必要なため事務手続を終えることができず、窓口から一度持ち帰り、配偶者本人に同意書を自署してもらってから、郵送又は再度窓口に提出することになる。また、独自利用事務は、法定事務と趣旨又は目的が同一で、かつその事務内容が法定事務と類似性のあるものに限り情報連携を行ふことができる。このことを踏まえると、法定事務が同意不要である場合、法定事務と同時に事務手続を行っている独自利用事務について、規則の改正を行うことで、本人同意を不要とすることはできないか。</p> <p>また、規則改正で対応できないということであれば、番号法に規定し、制度改正で対応することはできないか。</p>	—	